

第 86 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和6年10月15日（火）14時00分から15時15分まで
場所	広島県庁北館5階 収用委員会室
出席委員	鳥谷部委員（委員長）、内田委員、折本委員、半井委員、桧崎委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>① 県営ため池等整備事業 小野池地区 堤体補強工事 【西部農林水産事務所 東広島農林事業所】</p> <p>② 東広島市河内町戸野ほか道路標示工事 【警察本部総務部施設課】</p> <p>③ 東広島市西条町御菌宇ほか道路標示工事 【警察本部総務部施設課】</p> <p>④ 箕島地区 管理棟敷地整備工事 【商工労働局 産業用地課】</p>
審議対象期間	令和6年4月1日から令和6年6月30日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	96件
指名競争入札	38件
随意契約	10件
合計	144件

- 指名除外措置を行った件数は8件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は44件
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- 低入札価格調査の件数が少し多い様に感じるが理由はあるか。

- 昨年の9月から調査基準価格を入札の平均額を使って算出するやり方に変えている。その結果、くじ引きが減っている状況にはあるが、調査基準価格を下回るものも増えている。
 なお、業者が調査基準価格の下限値を目指して入札する状況も一部生じていたことなどもあり、今年の7月から算定方法を一部変更し、調査基準価格を出したものから標準偏差を引くという形にしている。

【建設産業課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 1 県営ため池等整備事業 小野池地区 堤体補強工事

意見・質問

回答

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価落札方式の自己採点表は、入札者がまず自身で自己採点をしたものを発注者が提出された資料を確認しながら最終的な点数をつけるという認識で良いか。 ○ もし入札者が自己採点の点数を間違えていた場合にペナルティはあるか。 ○ 逆に過小に申告した場合はどうなるのか。 ○ 総合評価落札方式の審査に優良建設業者表彰、登録基幹技能者とあるが、これはどういったものなのか。 ○ 同じく総合評価落札方式の審査で災害復旧工事の実績とあるが2者の違いを教えて欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ はい。その通りである。 ○ 点数を過大に間違えていた場合は、発注者が評価した点数の半分の点数をつける仕組みにしている。例えば本来5点のところを6点と記載されていた場合は発注者が判断した5点の半分の2.5点となる。 ○ 点数を過小に申告した場合は過小のままの点数で審査する。例えば本来6点のところを5点と記載されていた場合は5点として判断する。 ○ 過去の広島県の工事の成績点が84点以上の点数を取った業者を表彰する制度の事であり、過去2年間に受賞されていれば加点となる。登録基幹技能者は、講習等を受けている、資格がある等で工事に精通している技術者を配置すると加点されるものである。 ○ 1者目は治山の工事等、農林水産局の災害復旧工事を多くしているので加点されている。2者目は土木建築局の災害の工事を多くされているので、今回の農林水産局の工事では加点はなかった。 |
|---|--|

【西部農林水産事務所東広島農林事業所長】

審議内容

議題（２） 抽出事案について

抽出事案２ 東広島市河内町戸野ほか道路標示工事
 抽出事案３ 東広島市西条町御菌宇ほか道路標示工事

意見・質問

回答

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 発注の際に求める、業者の格付の違いは何か。 ○ 抽出事案２は狭い範囲に工事場所が集中しており、抽出事案３は工事範囲が広い様に感じる。抽出事案３の工事範囲の設定の意図は何か。 ○ 工事の種別が塗装となっている。具体的にはどの様な塗装なのか。 ○ 横断歩道等消えかかっている所が色々ある様に感じるがどの様な基準で順番を決めているのか。 ○ 国道にもラインを引くと思うのだが、管轄分けはどうなっているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 400万円未満の場合は格付CとD、400万円以上、500万円未満の場合は格付AとBとC、700万円以上、1300万円未満はAとBという様に建設工事指名業者等選定要綱の中で定められている。 ○ 抽出事案３は交通量が多く、日中に工事が出来ない所以夜間工事としている。業者からの要望で「日中の工事と夜間工事を一緒に発注せず、夜間の工事はまとめてください」とあり、今回の様な形で発注をした。 ○ 交通規制に関する情報を道路に標示するもので、例えば「とまれ」という規制の表示や、横断歩道の設置などである。 ○ 現地からの要望や現地調査などを踏まえて各警察署が対応の必要な箇所をとりまとめて本部に上申し、必要性を認めた順から見直していく流れである。 ○ 警察の引く道路標示はすべて警察の方で施行しているので、国道・県道・市町村道、すべての広島県内のものは県警で施工している。 |
|--|---|

【警察本部 施設課長】

審議内容

議題（2） 抽出事案について

抽出事案4 箕島地区 管理棟敷地整備工事

意見・質問

回答

- 今回の工事は福山市と進め方について調整をしたうえで進められたものなのか。
福山市としても同じ業者が施工する方が、メリットがあると思うが、福山市で先に業者を選定して、その後に随意契約といった順番はどの様に決めていたのでしょうか。
- 工事の経緯について教えてほしい。
- 旧管理棟の撤去という事は、福山市のために県としてしたという事か、それともたまたま空いた場所を福山市が活用したという事か。

- 進め方については、福山市と調整しながら行った。具体的には、福山市の市道工事が工事費の大きいもので、広島県では市道の隣接する部分の嵩上げをする規模の小さい工事だったので、工事の時期なども含め福山市に合わせて行ったものである。
- 福山市の美化センターがオープンするにあたり、県の所有物であった安定型処分場内の旧管理棟を撤去し、新管理棟を整備した。この美化センターの供用に向けて市道を新設する。今回は管理棟敷地を一部整備する内容の工事である。
- 福山市の市道設置と、安定型処分場の跡地利用の計画のために移転させたものである。

【産業用地課長】